

幅広トレーラへの幅広貨物の複数積載等に係る Q & A

2019 年 3 月 6 日

＜幅広トレーラへの申請 関係＞

Q 1. 既存の基準緩和を受けている幅広トレーラへの幅広貨物の複数積載を行う場合、どのような手続きが必要となるのか。

また、永久緩和（平成 9 年 9 月 30 日以前の基準緩和）を受けていた場合、許可期間が付与されるのか。

A 1. 新たに幅広貨物の基準緩和認定及び車検証の記載変更が必要です。

なお、平成 9 年 9 月 30 日以前の基準緩和を受けていた場合において、車両の構造に変更が無いものについては、基準緩和認定の際、許可期間は付与されません。

Q 2. 既存の基準緩和を受けている幅広トレーラに新たにスタンションを追加して幅広貨物の複数積載を行う場合、どのような手続きが必要となるのか。

また、永久緩和（平成 9 年 9 月 30 日以前の基準緩和）を受けていた場合、許可期間が付与されるのか。

A 2. 新たに幅広貨物と単体物品基準緩和認定及び構造変更検査が必要です。

なお、平成 9 年 9 月 30 日以前の基準緩和を受けていた場合において、車両の構造が変更されることから、基準緩和認定の際、単体物品基準緩和認定にかかる許可期間は付与されます。

＜幅広トレーラへの幅広貨物の複数積載 関係＞

Q 3. 形状の異なる種類の幅広貨物を組み合わせた複数積載はできるのか。

また、幅広貨物と幅広ではない貨物を組み合わせた複数積載はできるのか。

A 3. 組み合わせる貨物のすべてが認定要領第 2（4）に定める幅広貨物（合成床版、建設用パネル、建造用鋼板その他建設資材であって、幅及び長さが 2.5 メートルを超える分割不可能な貨物）であれば積載物の形状は限定されませんが、幅広貨物以外の貨物を組み合わせた複数積載はできません。

なお、幅広貨物の複数積載の条件として、積載物の荷崩れや落下防止措置を講じることが付され、これに違反し積載物を落下させた場合や幅広貨物以外の貨物の複数積載については違反点数が課されることとなっていますので、法令を遵守した安全な運行をお願いします。

＜認定要領第 4 第 3 項の適用について（基準緩和自動車の申請者条件 関係）＞

Q 4. 既に基準緩和を受けている内容の変更申請を行う場合、認定要領第 4 第 3 項欠格者の対象となるのか。

A 4. 変更申請（認定を受けた者の氏名・名称、使用の本拠の位置又は運輸局長の指定事項に係るもの）については対象外です。また、継続緩和の認定についても対象外です。

Q 5. 申請日前6ヶ月間の違反内容が対象となる「悪質な違反」とは、どのような違反を指すのか。

A 5. 各運輸局長からの公示「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」等と合わせる事としており、今後、地方運輸局より周知される予定となっております。

なお、悪質な違反の具体例としては、次のとおりです。

- a 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
- b 飲酒運転、ひき逃げ等の悪質な違反行為又は社会的影響のある事故を引き起こした場合。
- c 事業の停止処分の場合。
- d 基準緩和認定の取り消し処分を受けた場合のうち、基準緩和自動車の行政処分等要領別表第1の違反事項6及び7に該当した場合、同要領別表第2に掲げる事故のうち社会的に影響のある事故を引き起こした場合及び同要領別表第3に掲げる関係法令違反に該当した場合に限る。